

このしおりは、償還計画表とともに、
償還が完了するまで大切に保管してください。

広島県高等学校等奨学金 償還のしおり

《令和8年3月改訂》

--	--	--	--	--	--

〈奨学金の決定番号を枠内に記入してください。〉

広島県教育委員会

【連絡・問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係
(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

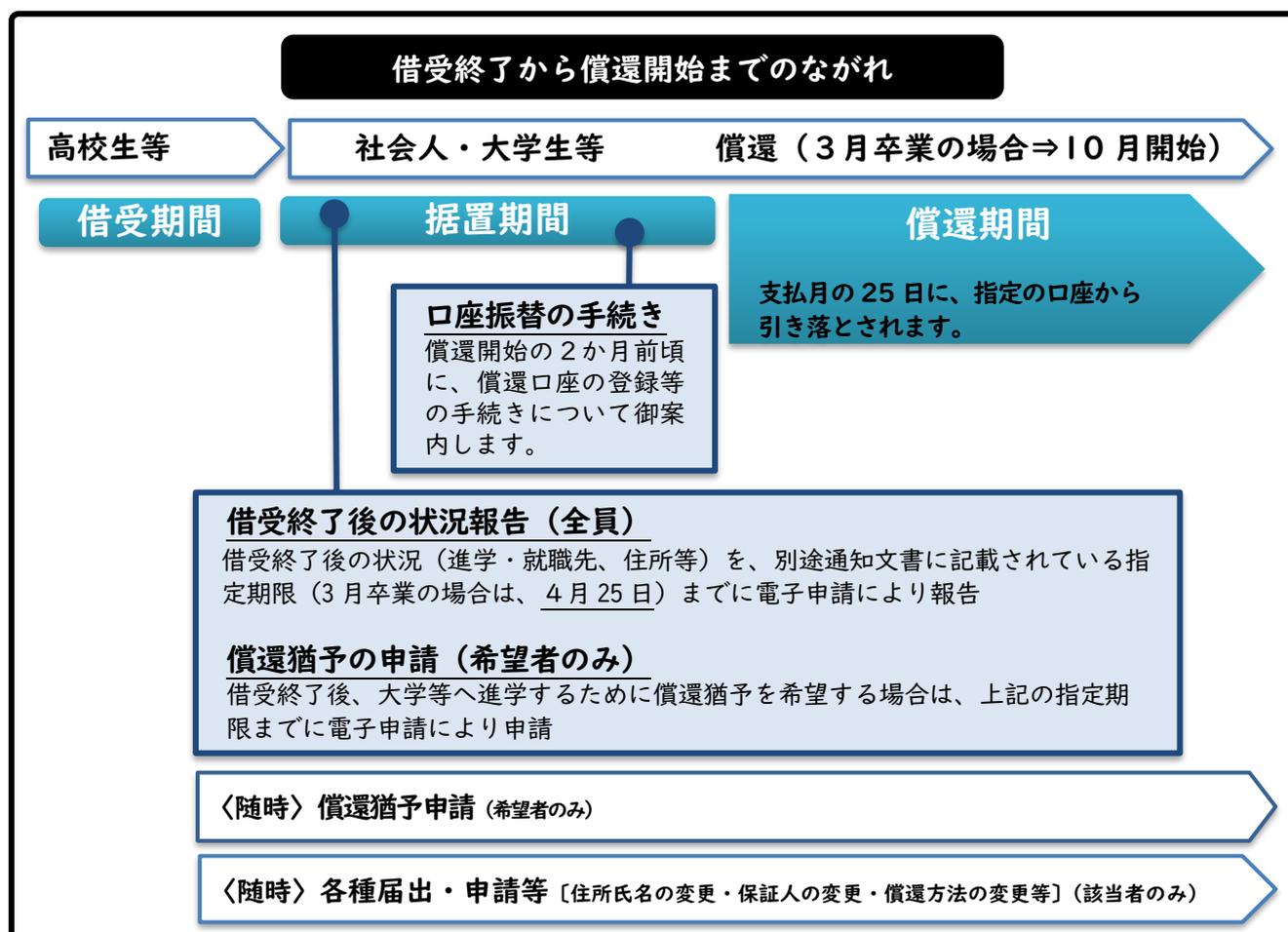
[受付日時] 月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名を「高校奨学金」としてください。)

目 次

- 1 償還制度の概要 1
- 2 償還の猶予について 2～3
- 3 償還の免除について 4
- 4 償還が滞った場合の措置 4
- 5 届出・申請が必要な事項について 5



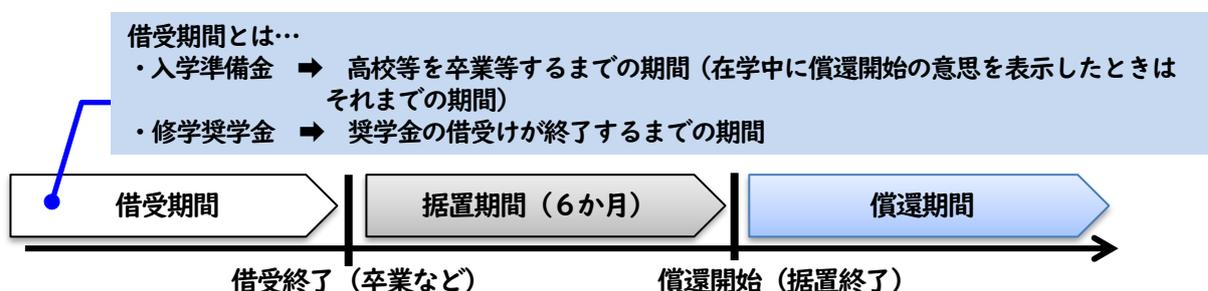
広島県高等学校等奨学金は、皆さんからの償還金を原資として、新たに奨学金を希望する高校生等の後輩に貸付けを行っており、皆さんが確実に償還していただくことで、将来の奨学金制度が維持できます。

この「償還のしおり」には、償還制度の概要、大学進学等や経済的理由で償還が困難な場合に利用できる猶予制度、その他、必要な届出・申請等について記載していますので、償還が完了するまで大切に保管し、届出・申請等が必要となった場合は、速やかに手続きを行ってください。

Ⅰ 償還制度の概要

(1) 償還開始時期

下の図のとおり、奨学金の借受けが終了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



【令和8年3月に卒業した場合の例】

償還開始は、令和8年10月です。

ただし、大学等に進学した場合、大学等在学を理由に、卒業するまで償還開始時期を延期できる制度（償還猶予）があります。（2ページ「2 償還の猶予について」参照）

(2) 償還開始前の手続き

償還開始月の2か月前頃（10月1日償還開始の場合は7月頃）に、償還に必要な手続き（償還のための金融機関口座を登録していただく手続き）について御案内します。（借受者（生徒本人）の自宅へ郵送）

保証人（2人）にも、償還が開始となることを連絡します。

(3) 償還方法

償還開始月以降、あなたから申し出のあった償還計画（誓約書・奨学金借用証書に記載）にもとづき作成した「償還計画表」に記載された償還方法で、記載された1回の償還額を、記載された回数、償還していただきます。

償還金の納入は、原則として、金融機関口座からの自動引落（口座振替）により行っていただきます。

引落日は、原則として支払月の25日（この日が土日祝日の場合は、直後の銀行営業日）となります。



償還開始前や償還中に、償還方法の変更（1回の償還額や回数を変更したり、償還残額の全部や一部を一括で償還したりすること）もできますので、変更を希望される場合は、「償還方法変更申請（5ページ参照）」を行ってください。（申請の前に、電話で御連絡ください。）

※ 償還にはルールがあります。償還方法の変更を検討される際は、6ページの「償還のルール」を参照してください。

2 償還の猶予について

(1) 償還猶予制度とは

奨学金の償還が困難となった場合に、一時的に償還を将来に延期する制度です。



- ・ 償還開始の時期を将来に延期（既に償還中の場合は請求を一時的に停止）するだけであり、償還の総額は変わりません。
- ・ 償還中の者で滞納がある場合は、原則、償還を猶予することはできません。この場合、まず滞納を解消してから償還猶予を申請してください。

(2) 償還猶予が認められる主な理由

- ・ 大学等に在学している場合や大学等への入学準備中（予備校生等）である場合
- ・ 災害により損害を受けたことや長期の傷病により償還が困難である場合
- ・ 失業、出産に伴う産休・育休の取得及びその他理由による経済困難な場合



- ・ 奨学金の借受者（生徒本人）がこれらの理由に該当することが必要です。
- ・ 保証人のみがこれらの理由に該当する場合は、猶予を申請できません。

(3) 償還の猶予（又は期間延長）の手続き

償還の猶予を希望する場合（又は既に受けている償還の猶予の承認期間満了後もなお猶予理由が継続していることで期間延長を希望する場合）は、償還の猶予（又は期間延長）を申請することについて、事前に全ての保証人の同意を得たうえで、借受者（生徒本人）が申請してください。

ア 申請方法

広島県電子申請システムによる奨学金償還猶予（期間延長）申請

※ 理由を証明する書類等の提出が必要です。（3ページ参照）

イ 申請期限

猶予を希望する月の前月 25 日まで（必着）

（高校等の卒業後に大学等に在学していることを理由に猶予を希望する場合は、4月25日までに申請してください。）

ウ 結果通知

償還猶予の申請に対する審査結果は、申請から概ね2か月以内に申請者へ通知します。

猶予を承認した場合は、承認した期間、償還開始の時期を将来に延期（既に償還中の場合は請求を一時的に停止）します。



- ・ 承認を受けた後、猶予理由を失った場合（大学等を退学した等）は、猶予期間中であっても速やかに連絡してください。
- ・ 虚偽の理由により承認を受けた場合、虚偽であることが判明した時点で猶予を取り消し、借受総額を一括請求することがあります。
- ・ 内容について疑義が生じた場合、担当者から事実確認の連絡を行います。

【猶予申請の必要書類等】

猶予理由	猶予が可能な期間	申請に対する承認期間 ※1	添付書類 ※3	備考
① 大学等に在学 ※2	大学等に在学している期間 ※ 在学していれば、留年・休学等を問わない。	一度の猶予申請につき、最長で4年間承認します。	次の書類のいずれか ① 在籍校の発行する在学(在籍)証明書の原本 ② 学生証の写し	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校(2年以上の課程に限る)、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。
② 傷病	傷病により就労が困難である期間	一度の猶予申請につき、最長で1年間承認します。	医師の発行する診断書の原本 ※「就労困難」の記載があるもの	
③ 失業	就業するまでの期間 (通算5年間まで) ※4		勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれか ① 離職票の写し ② 雇用保険被保険者証の写し ③ 雇用保険受給資格者証の写し	
④ 経済困難 (失業以外の理由)	経済困難である期間 (通算5年間まで) ※4		市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し	経済困難であることは、給与所得者においては年間収入が200万円以下であること、給与所得者以外においては年間所得が130万円以下であることを目安とします。
⑤ 大学等への入学準備中 ※2	入学準備中である期間 (通算5年間まで) ※4		予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
⑥ 出産休暇・育児休業・介護休業の取得	出産休暇・育児休業・介護休業が終了するまでの期間		勤務先が発行する証明書の写し	
⑦ 災害による損害	災害発生から5年間を経過するまでの期間		市区町村長の発行する罹災証明書の写し	

※1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です

※2 教育サービスのうち、タレント養成所への入所、カルチャースクールの受講などについては、原則として猶予理由となりません。

※3 添付書類は、一部を除いて申請日の直近2か月以内に発行されたものを添付してください。

※4 通算5年間までとは、③から⑤の理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。

3 償還の免除について

次のいずれかに該当する場合は、償還金の全部又は一部を免除できる場合がありますので、表紙の問い合わせ先に御相談ください。

- ・ 借受者が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により将来に渡って、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったときなど

4 償還が滞った場合の措置

(1) 滞納が生じた場合

奨学金の償還期日（納期限）までに償還されないときは、延滞利息を徴収する場合があります。

また、広島県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者に外部委託しています。そのため、償還期日（納期限）までに償還されないときは、借受者（生徒本人）と保証人（2名）に対し、委託業者（サービサー又は弁護士法人等）から納入依頼を行う場合があります。

(2) 滞納が続いた場合

正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただくことになります。また、裁判所を通じた法的措置を、借受者及び保証人全員に対して行います。



特別な事情が生じ、償還が困難となった場合は、至急連絡してください。

5 届出・申請が必要な事項について

次の場合は、速やかに届出・申請を行ってください。

届出・申請に必要な添付書類は、原本を郵送してください。

(画像添付可)としているものに限りに、電子申請時に画像を添付した場合、原本の提出(郵送)は不要です。)

届出・申請の内容		添付書類・留意事項等	方法	
変更	借受者	住所の変更 氏名の変更	【県外在住者のみ】 住民票記載事項証明書(本籍地、マイナンバーの記載のないもの) (画像添付可)	電子
		勤務先の変更	—	
	保証人	住所の変更 氏名の変更	【県外在住者のみ】 住民票記載事項証明書(本籍地、マイナンバーの記載のないもの) (画像添付可)	電子
		勤務先の変更	—	
	償還	新しい保証人への変更	印鑑登録証明書(原本) 各種手続きのページから様式をダウンロードして印刷し、保証人欄に新しい保証人が自署・捺印のうえ、印鑑登録証明書(原本)とともに郵送(簡易書留又はレターパック)により提出してください。	紙
		口座(金融機関等)の変更	変更に必要な用紙(口座振替依頼書)を郵送しますので、電話又はメールで連絡してください。 ※ 金融機関で手続きが完了した1~2か月後からの変更となります。	紙
		口座の名義変更	名義変更後の通帳等の写し (画像添付可)	電子
		償還方法の変更 (1回あたりの償還額の変更、一括償還等)	事前に電話又はメールで御相談ください。 ・変更を希望する月の前月25日までに申請してください。 ・必ず事前に全ての保証人の同意を得てください。	電子
	猶予(又は期間延長)		添付書類は、3ページを参照してください。 (「大学等の在学証明書」又は「学生証の写し」のみ画像添付可。それ以外は原本提出必要)	電子
免除		要件に該当し、免除を希望される場合は、まずは表紙の問い合わせ先に電話で御相談ください。		

※ 追加で書類の提出を求める場合があります。

各届出・申請は、広島県教育委員会のホームページ内の「各種手続きのページ」へアクセスして行ってください。

「各種手続きのページ」はこちら⇒



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/07senior-2nd-syougakukin-kakushu.html>

※ 電子での申請やホームページから様式をダウンロードすることが困難な場合は、手続きに必要な書類(紙)を送付しますので、下記の問い合わせ先へ連絡してください。

[添付書類(原本)の送付先]

印鑑登録証明書、所得課税証明書、医師の診断書等は、必ず原本を郵送で提出してください。

〒730-8514

広島市中区基町9-42

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

参考：広島県高等学校等奨学金 償還のルール

1 償還期限・年間償還額

奨学金は「①借受総額（入学準備金＋修学奨学金の合計額）」に応じて、「②年間償還基準額（1年間で償還していただく最小額）」が決められており、「①借受総額」を「②年間償還基準額」で除して得た数（小数点以下切捨て）に相当する年数（「③償還年数（最長）」）の範囲内で償還していただきます。

償還開始月から起算して「③償還年数（最長）」が経過する満了日（月末）が償還期限となります。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

【③償還年数（最長）の計算例】

借受総額 698,000 円（入学準備金 5 万円、修学奨学金 1.8 万円×3 年）の場合

$698,000 \text{ 円} \div 70,000 \text{ 円} = 9.97\dots$ （小数点以下切捨て）→最長 9 年

償還期限：償還開始が令和 8 年 10 月の場合 → 令和 17 年 9 月末

2 償還期間・償還方法

次のいずれかの方法を選択していただきます。

	月 賦	半年賦	年 賦	一 括
支払時期	毎月	半年に1回 (期間の初月※1)	年1回 (期間の初月※2)	開始月
回数(年数)	償還期限内で借受者(生徒本人)が決定※3			1回
1回の償還額	毎回の償還額は50円単位とし、最終回の償還額は残りの全額となります。			全額

※1 償還開始が10月の場合は、毎年10月と4月が支払時期です。

※2 償還開始が10月の場合は、毎年10月が支払時期です。

※3 償還期限内であれば、より短い年数を選択することは可能です。

例えば、最長9年間で償還できる場合に、5年間で全額を償還する計画をあらかじめ立てることなどは差し支えありません。

